令和2年度

事 業 概 要

港湾局

目 次

I	港湾局の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
П	組織と事務分掌		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
Ш	令和2年度 主要	至	手掌	崀			•	•		•		•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	5

港湾局の概要

2. 局の職員数 247人(令和2年4月1日現在)

3. 令和2年度予算の概要

(1) 港湾事業会計 予算

①収益的収入及び支出

収入		支出						
款	金額	款	金額					
1 港湾管理事業収益	25, 055, 000	1 港湾管理事業費	22, 497, 000					
2 港湾施設運営事業収益	2, 590, 000	2 港湾施設運営事業費	2, 935, 000					
3 空港事業収益	875, 000	3 空港事業費	838, 000					
		4 予備費	20,000					
収入合計	28, 520, 000	支出合計	26, 290, 000					

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

②資本的収入及び支出

収入		支出						
款	金額	款	金額					
1 資本的収入	49, 351, 563	1 資本的支出	55, 179, 000					
収入合計	49, 351, 563	支出合計	55, 179, 000					

(2) 一般会計 予算

歳入		歳出					
款	金額	款	金額				
17 使用料及手数料	5, 927	9 土木費	9, 226, 032				
18 国庫支出金	571, 000						
24 諸収入	80						
25 市債	8, 274, 000						
歳入合計	8, 851, 007	歳出合計	9, 226, 032				

経営企画課

- <経営企画係>
- (1)局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2)局の予算及び決算に関すること。
- (3)財政計画及び資金計画に関すること。
- (4)補助事業及び起債事業の総括に関すること。
- (5)重要事項の調査及び企画に関すること。
- (6)前各号に掲げるもののほか、経理に関すること。
- (7)局が所管する外郭団体(阪神国際港湾株式会社,神戸航空 貨物ターミナル株式会社及び株式会社神戸フェリーセンタ ー)の総合調整に関すること。
- (8)局の重要事項の調査及び企画に関すること。

<調整係>

- (1)局内の事務の連絡、調整及び改善(経営企画係の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (2)局の職員の安全衛生に関すること。
- (3)船員,港湾労働者等の福利厚生に関すること。
- (4)船員,港湾労働者等の福利厚生施設の運営管理に関すること。
- (5)臨港地区内の巡視に関すること (神戸港管理事務所の所管に属するものを除く。)。
- (6)港湾環境整備負担金に関すること。
- (7)神戸港港湾審議会に関すること。
- (8)港湾事業の料金制度に関すること。
- (9)神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (10)前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

ウォーターフロント計画課

- (1)課の庶務(港湾計画課調査係の所管に属するものを除く。) に関すること。
- (2)ウォーターフロント (新港突堤西地区及び中突堤周辺地区 に限る。以下同じ。)の再開発に係る計画の策定及び重要事項の企画に関すること。
- (3)ウォーターフロントにおける再開発事業の実施並びに当該事業に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること
- (4)港湾施設の利用者の誘致に関すること。
- (5)ウォーターフロントへの集客施設等の誘致に関すること。

空港調整課

- <空港調整係>
- (1)課の庶務に関すること。
- (2)補助事業の申請、報告及び精算に関すること。
- (3)空港に係る重要事項の調査及び企画に関すること。
- (4)神戸空港島に係る総合調整に関すること。
- (5)関西エアポート神戸株式会社及びこれに係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (6)神戸空港ターミナル株式会社の清算に係る連絡及び調整に 関すること。
- (7)神戸市事務分掌規則第 110 条第1 項第2号から第4号まで に規定する事務のうち神戸空港島に関すること。(都市局新 都市事業部企業誘致課と共同して行う。)。

振興課

<企画係>

- (1)課及び客船誘致課の庶務に関すること。
- (2)港湾の振興に関する企画及び調整に関すること。
- (3)港湾に関する国際業務の企画及び調整に関すること。
- (4)港湾に係る国の行政機関その他関係機関との連絡及び調整

に関すること。

<振興係>

(1)港湾の利用促進、にぎわいの創出及び宣伝に関すること。

客船誘致課

- <客船誘致係>
- (1)客船の誘致に関すること。

経営課

- <経営第1係及び経営第2係>
- (1)課の庶務に関すること(経営第1係に限る。)。
- (2)港湾施設の管理の企画及び調整に関すること。
- (3)港湾施設の使用の許可及び貸付けに関すること (神戸港管理事務所及び海岸防災課の所管に属するものを除く。)。
- (4)港湾区域(港湾隣接地域を含む。)内の行為の規制に関すること(海岸防災課の所管に属するものを除く。)。
- (5) 臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること。
- (6)不動産 (海岸防災課の所管に属するものを除く。) の取得及 び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。
- (7)公有水面の埋立免許に関すること。
- (8)港湾台帳の整備に関すること。
- (9)港湾資産の保険に関すること。
- (10)港湾における物流に関する企画及び調査並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (11)港湾産業の立地に係る調査及び研究に関すること。
- (12)港湾地域への企業の誘致に関すること。
- (3)ウォーターフロント (ハーバーランド地区から東部新都心地区に至る臨港地区をいう。)への集客施設等の誘致に関すること (ウォーターフロント計画課の所管に属するものを除く。)。
- [経営第1係及び経営第2係の係別分掌事務は,港湾局長が 定める。]

海務課

- <事務係>
- (1)課の庶務に関すること。
- (2)岸壁及びドルフィン(以下「岸壁等係留施設」という。), 旅客乗降用渡橋並びにフェリー用可動橋の使用料,運搬給 水に係る給水料金並びに入港料の徴収に関すること。
- (3)岸壁等係留施設,旅客乗降用渡橋及びフェリー用可動橋並 びに運搬給水に係る損害賠償に関すること。
- (4)こうべ国際VHF海岸局の運営に関すること。

<港務係>

- (1)船舶の出入港その他の動静管理に関すること。
- (2)岸壁等係留施設の使用の許可(船席の指定を要する船舶に 係るものに限る。)に関すること。
- (3)港湾区域内の航行の安全に係る情報の収集及び関係機関等との調整に関すること。
- (4)港湾区域内の浚渫(しゆんせつ),検測の調整及び海図その他これに類する関係図書の整備に関すること。
- (5)海難及び台風その他の海洋気象の連絡に関すること。
- (6)引船作業の許可に関すること。
- (7)水先、引船、綱取りその他の船舶に対する役務のあっせんに関すること。
- (8)国際水域施設の保安対策に関すること。

<けい船係>

- (1)岸壁に離着する船舶の立会い及び監督に関すること。
- (2)岸壁等係留施設の使用の許可(船席の指定を要しない船舶

- に係るものに限る。)に関すること。
- (3)旅客乗降用渡橋及びフェリー用可動橋の使用の許可に関すること。
- (4)港内作業における火気の使用の許可及び潜水作業の調整に 関すること。
- (5)大型船舶の係留位置の調整に関すること。
- (6)船舶の係離作業の許可に関すること。
- (7)岸壁, 防舷材及び係船柱(小型船用のものを除く。)の維持 及び管理に関すること。
- (8)旅客乗降用渡橋の維持及び管理に関すること。

<海務係>

- (1)港務艇の運航並びに維持及び管理に関すること。
- (2)運搬給水用多目的バージの維持及び管理に関すること。
- (3)ドルフィンの維持及び管理に関すること。
- (4)港湾区域内の船舶等の整理,油濁対策,運搬給水の作業及 び沈廃船等障害物の処理に関すること。
- (5)補油作業届、船倉清掃作業届等の受付に関すること。
- (6)運搬給水に係る給水の許可に関すること。

神戸港管理事務所(2)

- <事務係及び管理係>
- (1)神戸港管理事務所の庶務並びに所内の事務の連絡,調整及び改善に関すること(事務係に限る。)。
- (2)港湾施設の管理に関すること(港湾局経営企画課,海務課及び海岸防災課の所管に属するものを除く。)。
- (3)港湾施設の使用の許可及び軽易かつ定例的な貸付け並びにこれらに伴う工作物の設置の承認に関すること。
- (4)所管区域内の施設の状況の調査,適正使用の推進及び監視 保全並びに所管課への連絡に関すること。
- (5)港湾施設の使用及び各種作業の状況の掌握及び監督に関すること。
- (6)貨物の搬入及び搬出の確認並びに強制移動に関すること。
- (7)船舶の係留事務の連絡及び調整に関すること。
- (8)使用料及び貸付料の徴収に関すること。
- (9)須磨ヨットハーバーに関すること。
- (10)港湾施設の美化及び清掃に関すること。
- (11)事務所の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (12)船舶給水(運搬給水を除く。)に関すること。
- [事務係及び管理係の係別分掌事務は、港湾局長が定める]

港湾計画課

- <調査係>
- (1)課及びウォーターフロント計画課並びに物流戦略課の庶務に関すること。
- (2)港湾及び海岸の基本計画の調査に関すること(海岸防災課の所管に属するものを除く。)。
- (3)港湾区域, 臨港地区及び港湾隣接地域の指定に関すること。 (4)漁業権等の調査に関すること。
- <計画第1係及び計画第2係>
- (1)港湾及び海岸に係る基本計画,防災全体計画及び重要事項の企画に関すること(海岸防災課の所管に属するものを除く。)。
- (2)港湾,海岸の施設整備に係る事業計画並びにこれらの事務 に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること (海岸防災課の所管に属するものを除く。)。
- (3)公有水面の埋立てに係る諸手続に関すること。
- (4)港湾区域,臨港地区及び港湾隣接地域内の施設の利用及び 工作物の設置等に関する技術的審査に関すること。

- [計画第1係及び計画第2係の係別分掌事務は、港湾局長が 定める。]
- [計画第1係及び計画第2係の事務のうち、神戸空港島に関することについては、港湾局空港調整課の総合調整により都市局新都市事業部内陸・臨海計画課と共同して行う。]

<情報統計係>

- (1)港湾の統計に係る調査及び解析に関すること。
- (2)港湾手続及び港湾物流の情報化に関する情報処理の調査及 び研究に関すること。
- (3)港湾管理者EDIシステムの改修及び管理に関すること。

物流戦略課

- <戦略港湾係、ポートセールス第1係及びポートセールス第 2係>
- (1)船舶(客船を除く。)の誘致に関すること。
- (2)貨物の誘致に関すること。
- (3)国際的な海運,物流及び港湾に係る情報の収集及び把握に 関すること。
- (4)海外ポートエージェントの運営及び連絡に関すること。
- [港湾局物流戦略課戦略港湾係、ポートセールス第1係及び ポートセールス第2係の係ごとの分掌事務は、港湾局長が 定める。]

工務課

<事務係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)課及び海岸防災課の所管の工事等の施行手続に関すること。
- (3)港湾及び海岸の工事に係る国庫補助事業の諸手続に関すること。
- (4)局の所管の工事の検査の調整に関すること。
- <港湾工務第1係,港湾工務第2係,港湾工務第3係及び港湾工務第4係>
- (1)港湾施設の整備及び災害復旧に関する補助事業等の事業の総括,連絡及び調整に関すること。
- (2)前号に掲げる事業の工事計画,同号に掲げる事業の土木工事に係る調査,計画,設計,調整,施行,監督及び検査に関すること。
- (3)既存の港湾の土木施設全般(ハーバーハイウェイ及び港島トンネルを除く。)の維持及び保全に係る調査,計画,設計,調整,施行,監督及び検査に関すること。
- (4)工事区域の管理に関すること (海岸防災課の所管に属するものを除く。)。
- (5)港湾施設への工作物等の設置等に係る申請に係る港湾施設 の掘削及び復旧の監視に関すること。
- (6)港湾区域,臨港地区及び港湾隣接地域内の小規模な工作物 の設置等に関する技術的審査に関すること。
- (7)土木工事に係る技術管理に関する連絡及び調整並びに調査,研究及び改善に関すること。
- [港湾局工務課港湾工務第1係,港湾工務第2係,港湾工務 第3係及び港湾工務第4係の係ごとの分掌事務は,港湾局 長が定める。]

<建築係>

- (1)局所管の建築物に係る工事の調査,設計,監督及び検査に関すること。
- (2)局所管の建築物の維持保全に係る調査及び計画に関するこ

港湾局

上。

(3)局所管の建築物の保守点検,修繕及び占有者等への技術的 指導に関すること。

<設備係>

- (1)局所管の電気設備及び機械設備に係る工事の調査,設計,監督及び検査に関すること。
- (2)局所管の電気設備及び機械設備の維持保全に係る調査及び計画に関すること。
- (3)局所管の電気設備及び機械設備の保守点検,修繕及び占有 者等への技術的指導に関すること。

[港湾工務係,建築係及び設備係の事務のうち,神戸空港島に関することについては,港湾局空港調整課の総合調整により都市局新都市事業部工務課と共同して行う。]

海岸防災課

<保全係を除く>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)海岸保全区域の指定,占用の許可及び占用料,土石採取料の徴収並びに当該区域における行為等の規制に関すること (港湾区域及び港湾隣接地域に係るものを除く。)。
- (3)海岸保全施設の管理に関すること。
- (4)須磨海岸の港湾施設(緑地及び海浜に限る。以下この条に おいて「須磨海岸港湾施設」という。)の管理,使用の許可, 使用料の徴収並びに行為の規制に関すること。
- (5)須磨海岸港湾施設に係る港湾区域(港湾隣接地域を含む。) 内の行為の規制に関すること。
- (6)所管する事務に伴う不動産の取得及びこれに伴う損失補償に関すること。
- (7)須磨海水浴場の運営に関すること。
- (8)神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例に関すること(須磨海水浴場における過料の処分に係る事務に限る。)。
- (9)海岸保全区域における防災計画,津波高潮対策及び重要事項の企画に関すること(港湾計画課の所管に属するものを除く。)。
- (10)須磨海岸港湾施設の整備に係る事業計画並びにこれらの事務に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること (港湾計画課の所管に属するものを除く。)。
- (11)港湾区域,臨港地区及び海岸保全区域内の施設の利用及び 工作物の設置等に関する技術的審査に関すること(港湾計 画課の所管に属するものを除く。)。
- (12)局の防災の総合調整及び水際対策に関すること。
- (13)国際埠頭施設の保安対策に関すること。
- (4)海岸保全施設及び須磨海岸港湾施設の整備,災害復旧及び防災安全対策に係る補助事業等の総括,連絡及び調整に関すること。
- (15)前号の補助事業等の土木工事に係る調査,計画,設計,調整,施行,監督及び検査に関すること。
- (16)津波高潮対策に係る工事の調査,計画,設計,調整,施行, 監督及び検査に関すること。

<保全係>

- (1)既存の海岸の土木施設全般及び港湾施設のうちハーバーハイウェイ及び港島トンネルの維持及び保全に係る調査,計画,設計,調整,施行,監督及び検査に関すること。
- (2)港湾施設のうちハーバーハイウェイ及び港島トンネルへの工作物等の設置等に係る申請に係る港湾施設の掘削及び復旧の監視に関すること。
- (3)工事区域の管理に関すること(工務課の所管に属するものを除く。)。

(4)工務課と協議して行う植栽管理並びに土木施設の点検及び補修に関すること。

令和2年度 主要事業の概要

1. 港湾事業会計

(1) 国際コンテナ戦略港湾の推進

米中貿易摩擦の長期化や、中国の経済成長鈍化等の影響を受け、神戸港の港勢は厳しい 状況にあるが、国際コンテナ戦略港湾政策をより一層積極的に推進し、港勢拡大(コンテナ貨物取扱量 300 万 TEU の達成)を目指す。

① 神戸港への集貨(物流戦略課)

コンテナ貨物集貨支援制度について、船会社などの事業実施者が利用しやすい制度に見直すことにより、瀬戸内・九州方面からの集貨、トランシップ貨物、北米や欧州をはじめとした基幹航路の誘致をより一層強化する。

また,経済成長著しい東南アジアからの貨物集貨について,神戸港の物流改善のためのトライアル事業などに,アジア広域集貨プロジェクトチームを中心に官民一体で取り組むほか,在来貨物について,支援制度を活用するなど集貨を促進する。

(2年度事業): ・国際戦略港湾競争力強化対策事業(国の集貨支援事業を活用) (アジア広域ハブ機能強化事業,基幹航路等強化事業等)

- ・阪神港貨物集貨促進事業 (内航フィーダー等を活用した貨物集貨支援)
- ・港勢拡大促進事業 (新規航路開設やトランシップ貨物集貨支援)
- ・神戸港の物流改善のためのトライアル事業
- ・在来貨物集貨促進事業 (新規在来貨物への支援,在来貨物誘致方策検討調査) など

② 高規格コンテナターミナル等の港湾施設整備(港湾計画課)

高規格コンテナターミナルの整備に加え、大阪湾岸道路西伸部やハーバーハイウェイの ETC整備など港湾物流の円滑化をはかることで、神戸港の国際競争力を強化する。

(2年度事業): ・港湾直轄事業費負担金

(高規格コンテナターミナルの整備、大阪湾岸道路西伸部の整備促進)

- ・阪神国際港湾株式会社資金貸付事業 (ガントリークレーンの整備等)
- ・ハーバーハイウェイ(港湾幹線道路)のETC整備
- 神戸空港連絡橋拡幅(4 車線化)

など

(2) 客船誘致の強化(客船誘致課)

近年、客船をとりまく環境は目まぐるしく変化しており、船会社や乗船客の港に対するニーズも多様化し、きめ細かな対応が求められている。特に大型化が進む外国籍客船の寄港に対応すべく、ターミナルでの受け入れ体制強化を進めるとともに、客船入港時のおもてなしや寄港地観光の充実、瀬戸内クルーズ振興をはかることにより、超大型客船からラグジュアリークラスの客船まで幅広い層の客船誘致を目指す。

(2年度事業): ・客船受入環境の充実

(大型の外国籍客船受入にかかるターミナルの動線改良等)

- ・おもてなし力の強化と寄港地観光の充実 (特別感のある寄港地観光ツアー造成強化,多言語スタッフの配置等)
- ・フライ&クルーズの促進
- ・瀬戸内クルーズ振興に向けた市民クルーズの実施
- ・内航フェリーによる瀬戸内の魅力PR

など

(3) ウォーターフロント地区の魅力向上

① ウォーターフロント地区の再整備(ウォーターフロント計画課)

「港都 神戸」グランドデザインや神戸港将来構想に掲げる「世界から人を惹きつける神戸のウォーターフロントの形成」を目指し、新港突堤西地区では、第1突堤基部に続く次期事業化エリアとして、第2突堤及びその基部の事業化に着手するなど、切れ目なく再開発の取組みを進める。

また、中突堤周辺地区では、引き続き、神戸ポートタワーのリニューアルや中突堤中央 ビルの再整備に向けた取り組みを進めるほか、神戸海洋博物館のライトアップなど、観光・ エントランスエリアの機能強化をはかる。

これらの面的な再開発の進捗にあわせて、ハーバーランド~中突堤~新港突堤西地区に 至るウォーターフロントエリア内の回遊を促す魅力的な歩行空間整備など、楽しみながら 回遊できる仕掛けづくりの検討に着手する。

(2年度事業): ・新港第2突堤及び周辺での再開発事業の具現化に向けた取組み

- ・新港第1~2突堤間の水域活用に向けた調査検討
- ・神戸ポートタワーのリニューアルと中突堤中央ビル再整備の具現化に 向けた取組み
- ・歩行空間の魅力や利便性向上など回遊性向上に向けた調査検討 など

② 市民に親しまれるみなとづくり (振興課、経営課、港湾計画課)

海・船・港に関連する様々なイベントを開催するほか、海事分野の人材育成のため、青 少年が海や船・港に親しむ機会づくりや、学校教育と連携した海事教育を推進するほか、 令和2年2月にリニューアルオープンした神戸海洋博物館の管理運営について、さらなる 魅力・集客の向上のため、指定管理者制度を導入する。

また、HAT神戸の活性化のため、なぎさ公園周辺の芝生化・美装化、既存照明のLE D化、レガッタ等の乗降施設整備に取り組むなど、ウォーターフロントエリアの賑わい創出に取り組む。

(2年度事業): ・みなとこうべ海上花火大会

・神戸・みなと体験、みなとの学習会

- 神戸海洋博物館の管理運営
- ・ HAT神戸 (なぎさ公園等) の賑わい創出
- ・須磨ヨットハーバーの再整備検討
- ・兵庫運河のプロムナード整備
- ・ 浮桟橋等整備に向けた検討

など

(4) 須磨海岸の健全化・品質向上・活性化 (海岸防災課)

須磨海水浴場において,令和元年に西日本で初めて取得したビーチの国際環境認証「ブルーフラッグ」の継続取得を目指すとともに,子供を連れて家族で行きたくなるような海水浴場の実現に向けて,引き続き健全化対策を推進していく。

また、四季を通じて多くの人が訪れる賑わいのある美しい海岸づくりにより一層取り組むため、春から秋にかけて須磨海岸の東西にトイレ、冷水シャワー、更衣室、ロッカーを備えた仮設利便施設を設置する。

(2年度事業):・須磨海水浴場の健全化(ファミリーエリアの充実,安全体制の拡充)

・四季を通じた海岸全体の賑わいづくり(仮設利便施設の設置)など

(5) 港湾労働者などの福祉の増進(経営企画課)

港湾労働者などの福祉の増進をはかるため、港湾厚生施設の改修などに取り組む。

(2年度事業): ・神戸港福利厚生施設「神戸ポートオアシス」等の管理運営

・港湾厚生施設の改修

など

(6) 神戸空港の運営(空港調整課)

神戸空港は、平成30年4月から関西エアポート神戸株式会社が運営しており、関西国際空港及び大阪国際空港との一体的運営をはかっている。

昨年5月の関西3空港懇談会において、当面、1日の最大発着回数を80回とすること、 運用時間を23時までの1時間延長することなどを合意し、スカイマークの増便やフジドリ ームエアラインズの新規就航など、関西全体の航空需要の拡大に取り組んでいる。

今後も、関西エアポート株式会社及び関西エアポート神戸株式会社との連携をはかりながら、関西全体の航空輸送需要の拡大、神戸経済の活性化、さらには関西経済の発展に取り組む。

2. 一般会計(港湾局所管分)

(1) 高潮·津波対策(海岸防災課)

近い将来,発生が想定される南海トラフ巨大地震に伴う津波及び大型化する台風に伴う 高潮に対し,市民の安全・安心を確保するとともに,災害に強い都市づくりのため,ハー ド,ソフト合わせた総合的な高潮・津波対策に取り組む。

① 高潮・津波対策事業

南海トラフ巨大地震に伴う津波対策として,避難を中心としたソフト対策に加え,減災を目標としたハード対策(防潮胸壁等を「ねばり強い構造へ補強」)を実施し,市民の安全・安心を確保する。

平成27年度より進めている津波対策については、高潮に対しても一定の効果があったことから、都心部や人家部に引き続き、臨海部においても防潮堤の補強対策に取り組む。

② 陸閘等の遠隔操作化事業

発災後,短時間で到達する津波に対し,水門及び陸閘を迅速・確実に閉鎖するとともに, 閉鎖従事者のさらなる安全確保を目的に,継続的に実施している陸閘等の閉鎖訓練に加え, 防災機能の強化を目指し,平成30年度から三宮南地区において遠隔操作化事業に取り組 んでいる。引き続き,令和6年度末までの概ね5ヵ年を目標に神戸港全域の遠隔操作化の 完了を目指す。

(2) 災害に強いみなとづくり(海岸防災課)

神戸港では、これまでも港湾施設の耐震化や、津波・高潮対策などを進めてきたが、平成30年の大型台風による高潮被害を受け、再度災害防止に向けたハード対策として、令和元年度に引き続き、ポートアイランド、六甲アイランド等における荷捌き地の嵩上げや、擁壁の設置、避難機能を備えた上屋整備、電源施設の止水機能強化とともに、内水排除の能力向上に資するポンプ施設の増強などを実施する。

また、ソフト対策として、潮位の情報や鉄扉の閉鎖状況など、防災行動に必要な情報を わかりやすく発信する「神戸港防災ポータルサイト」を令和元年9月に開設したが、令和 2年度は、新たに情報共有カメラを新港第3突堤及びサンシャインワーフ神戸の2箇所に 設置し、水際や波浪の状況をリアルタイムに発信する。

(2年度事業): •神戸港高潮対策緊急事業

・神戸港防災ポータルサイト (カメラ増設) 【港湾事業会計】

(3) 海岸保全施設の老朽化対策(海岸防災課)

津波や高潮発生時における市民の安全を確保するため、老朽化した海岸保全施設の補修を実施し、施設の機能維持及び延命化に取り組む。